

# 散歩道

第 2 号

加西市人権啓発だより  
加西市ふるさと創造部人権推進課  
加西市北条町横尾 1000 番地  
☎ 0790-42-8727

最近では便利な世の中になり、物資や情報も簡単に入手できる時代になっています。

そんな中、個人の生き方や考えが尊重され、「人は人、自分は自分。」他人にかまわず無関心になり、協調性に欠け利己的な人が増えているといわれています。

普段の生活で私たちはいろいろな人々とかかわる中で生活をしています。すべて自分とは違う人々です。地域の行事や集会などへの参加や普段の挨拶などの体験を通じて、自分とは違う人々に対し、互いに存在を認め、尊重し合える関係が広まっている地域でありたいものです。

市民への人権啓発においても、去る 8 月 20 日には「人権文化をすすめる市民のつどい」を開催し、市内の子どもたちがつくった人権ポスターや標語の優秀作品表彰と人権講演会を催しました。講演会では、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表、日本初片腕義手の看護師という経歴をお持ちの伊藤真波氏の体験を聞かせていただきました。障がいを克服していく伊藤さんの素晴らしさはもちろんですが、それと同様に障がいを受け入れる周囲の思いも大変すばらしいと感じました。



## 夏休み太鼓づくり教室

平成 29(2017)年 7 月 30 日 於：善防公民館

<太鼓づくり&人権講話>

十八代目太鼓屋六右衛門 すぎもと 杉本 たいし 大士 講師の指導の下、31 組の子どもたちと保護者が、牛の命、木の命、職人の命を交えて命の大切さについて考えながら太鼓づくりに取り組みました。

また、参加した子どもたちには、周囲への感謝を忘れないように、思った時には、すぐ気持ちを言葉に表現をすることが大切だと教えて頂きました。



## 映画『風の匂い』

※まちかどフォーラムで推奨している人権啓発作品です。

兵庫県は、毎年、人権にかかわるテーマを決めて映像作品を制作しています。昨年度は認知症高齢者の人権を取り上げた「ここから歩き始める」でした。本年度は昨年に障害者差別解消法が施行されたことから「障がいのある人の人権」をテーマに、知的障がい者とその幼馴染を主人公として、障がい者の人権を啓発する『風の匂い』という作品が完成しました。

この映画は、ひたむきな努力を積み重ねスーパーマーケットで働く知的障がいがある歩とその幼馴染である正人を中心に物語が展開していきます。子どもの頃の共に遊び共に学んでいた二人であったのに、成長し大人になり同じ職場になったにもかかわらず、歩の障がいを意識し大きな壁を作ってしまった正人の考えや心情の変化から障がい者差別の解消について考えるのにふさわしい内容になっています。



# 主な人権啓発事業



## ★住民学習会

### ○まちかどフォーラム（町単位の人権学習会）

北条・富合・西在田地区で7月～10月の期間に各町ごとに人権について学習します。毎年テーマを決めて啓発映画を視聴し話し合いを行っています。人権啓発資料として全戸に配布している「まちかど」を活用し、話し合いが深まるようにしています。

「まちかど」の表紙を飾る四葉のクローバーに、様々な人権課題の解決に必要な視点、「気づく」「知る」「行動する」「つながる」を当てはめています。各家庭でも、今一度目を通して頂き、本年度のテーマである「障がいのある人の人権」について考える一助にして頂ければと思います。



### ○地区人権学習会

町別人権学習会「まちかどフォーラム」を開催しない町については、地区ごとに人権講演会を開催しています。9月は下里地区、九会地区、多加野地区の三地区で開催します。10月は、富田地区、賀茂地区、在田地区での開催となっています。奮ってご参加ください。

## 身近な人権問題

人権にかかわる身近な話題を提供します。



### 平成 28 (2016) 年 12 月、「部落差別解消推進法」が施行されました

平成 14(2002)年 3 月、特別法による同和対策 (33 年間) が終了しました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、依然として悪質な身元調査や差別落書き事件等、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、全国的にみても、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。特別法失効後、2 度にわたって人権侵害救済法が国会に提出されましたが、廃案となりました。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 (2016) 年 12 月 9 日に成立し、同月 16 日に施行されました。この「部落差別解消推進法」が制定されたのですが、①現在もなお「**部落差別が現存する**」ことを明確に示したこと②**国と地方公共団体の責務**を定めたこと③**地域の実情に応じた、部落差別に関する相談体制**をうたったこと④**地域の実情に応じ、部落差別解消のための教育及び啓発を行う**ことを定めたこと⑤**部落差別の実態に係る調査**を行うことをうたったこと⑥**恒久法である** (時限立法ではない) ことが評価されるどころです。しかし、これはあくまでも理念法で、国の財政出動は望めないものであり、また、国の責務は、地方が施策を推進するための情報提供、指導・助言を行うことに限定されており課題が残っています。

(※表題「散歩道」という名称は、平成 13 (2001) 年度まで人権啓発冊子で使用されていました。)